

沖縄 IT 津梁パーク情報通信機器検証拠点施設入居募集要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、沖縄 IT 津梁パーク情報通信機器検証拠点施設（以下「情報通信機器検証拠点施設」という。）における事業用専用区画の入居者募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報通信機器検証拠点施設の位置等)

第2条 情報通信機器検証拠点施設の位置は、うるま市字州崎 14 番 1 とする。

2 事業用専用区画の区分及び面積等は別図のとおりとする。

(入居応募資格要件)

第3条 事業用専用区画の入居に応募する者（以下「入居応募者」という。）は、次の(1)から(5)に定める要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 情報通信機器の組込システム及び他機器との相互接続性等の検証（テスト）を行う者。

イ 情報通信機器等の組込システムの開発を行う者。

ウ 情報通信機器の組込システム及び他機器との相互接続性等の機能認証に関する業務を行う者。

エ ア～ウの業務に付帯するテクニカルサポート等の業務を行う者。

オ その他沖縄 IT 津梁パーク整備事業の効果を高めるため、知事が必要と認める者。

(2) 事業資金の調達能力を有している者。

(3) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、施設の構造上、設備上問題なく使用することができる者。

(4) 沖縄 IT 津梁パーク企業集積施設等において事業拡大計画を有する者。

(5) 第6条第2項に規定する、情報通信機器検証拠点施設入居内定通知書に記載されている内定事項に従い、遅滞なく情報通信機器検証拠点施設への入居が可能な者。

(募集方法等)

第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、知事が特別の理由があるときは、この限りでない。

2 事業用専用区画に空きが生じた場合は、随時公募を行う。

3 公募の広報は、沖縄 IT 津梁パークホームページ等を通じて行う。

(入居応募の方法)

第5条 事業用専用区画の入居応募は、入居応募者本人又はその代理人が、情報通信機器検証拠点施設入居申込書（第1号様式。以下「入居申込書」という。）に係る資料を添えて、沖縄 IT 津梁パーク管理事務所に持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居応募者については、この限りでない。

2 前項の申込み受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、申込み締切日については、午後3時までとする。

(入居者の選考)

第6条 知事は、沖縄 IT 津梁パーク施設入居企業選考委員会において、入居応募者の資格審査等を行い、入居者を内定するものとする。ただし、知事が特別の理由があるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の内定を行ったときは、速やかに、情報通信機器検証拠点施設入居内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 入居者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 沖縄 IT 津梁パーク構想との関連性

沖縄 IT 津梁パークの基本理念である IT 産業集積地としてのブランド力の強化、情報産業クラ

スターの形成及び新たな雇用の創出に寄与するものであること。

(2) 事業計画等の確実性

事業計画のスケジュール及び執行体制が確実であること。

(3) 経営の確実性

経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。

(4) 高度 IT 人材の育成

情報通信関連産業における専門知識を有する人材育成が可能であること。

(5) 県経済への波及効果

県内情報通信関連産業への波及効果が期待されるとともに、新規雇用者の増が見込まれること。

(6) その他

特に事業の必要性などが認められること。

(知事の使用許可)

第7条 知事から入居内定の通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。

(内定の取消)

第8条 知事は、入居内定者が知事の指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不適當であると認められるときは、第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、情報通信機器検証拠点施設入居内定取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めがない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 28 日）

この要綱は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日）

この要綱は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 22 日）

この要綱は、令和 3 年 9 月 22 日から施行する。

沖縄IT津梁パーク情報通信機器検証拠点施設入居申込書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所 (〒)

会 社 名

代 表 者 名

沖縄IT津梁パーク情報通信機器検証拠点施設について、次のとおり入居を申込みます。

記

1. 入居形態、新事業所等の設置区分 (該当する区分を○で囲んで下さい。)
 - (1) 既設法人の事業所として入居 (ア. 新設 イ. 増設 ウ. 移転)
 - (2) 新法人を設立して入居
 - (3) その他 ()

2. 入居目的

--

2. 入居希望区画

--

3. 入居予定人数

名

4. 入居予定期間

年月日 ~ 年月日

5. 会社概要、事業計画等 別紙様式のとおり

6. 添付書類

- (1) 会社概要書(営業案内書等)
- (2) 定款又は寄付行為
- (3) 財務諸表(直近の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書)
- (4) 登記事項証明書又は会社登記簿謄本
- (5) 直近の法人税、法人事業税及び固定資産税の納税証明書
- (6) その他補完資料

連絡先	担当部署		担当者名	
	電話番号		E-Mail	
	URL			

【事業計画書】

会社概要

1. 一般概要

(ふりがな)		(ふりがな)	
会社名		代表者名	
所在地	〒()		
設立年月日	年 月 日	資本金	千円
従業員数(a)	人	臨時従業員数(b)	人
合計(a+b)		人	
加入している団体・組合等の名称			

- (注) 1 全項目について、申込み時点の内容を記入して下さい。
 2 新設予定法人においては、申込み時点の予定を記入して下さい。

2. 経営理念

3. 代表者及び役員

氏名	年齢	役職	備考

- (注) 1 常勤、非常勤の別を備考欄に記入して下さい。
 2 新設予定法人においては、申込み時点の予定を記入してください。

4. 株主名

株主名	持株(株)	金額(千円)	総株数に対する割合(%)	会社との関係
計			100%	

- (注) 1 新設予定法人においては、申込み時点の予定を記入してください。

5. 取引金融機関

金融機関名	所在地	備考

(注) 1 新設予定法人においては、申込み時点の予定を記入してください。

6. 会社の沿革

年月日	概要	年月日	概要

(注) 1 創業からこの申込書提出までの間につき、商号の変更、合併、事業目的の変更、事業所の新設等、主な変遷について記入して下さい。

2 新設予定法人においては、申込み時点の予定を記入してください。

7. 事業所の概況

事業所等の名称	所在地	施設の用途	(うち賃借面積) 敷地面積(m ²)	(うち賃借面積) 建物面積(m ²)	移転 予定
			()	()	
			()	()	
			()	()	

(注) 1 工場、事務所、営業所等、各々について記入して下さい。

2 移転予定の事業所等は、「移転予定」欄に○印を付けて下さい。

3 新設予定法人においては、申込み時点の予定を記入してください。

【事業計画書】

事業概要

1. 事業の概要(全社及び沖縄IT津梁パーク内における事業の概要)

- (注)1 事業の全体的な構想を記入して下さい。
2 事業構想のポンチ絵、サービスの概要資料など、参考になる資料を添付して下さい。
3 入居募集要綱第6条も参照のうえ記入して下さい。

2. 事業実績

- (注)1 主要取引先や過去の事業実績について記入して下さい。

3. 沖縄県経済への波及効果

- (注)1 情報通信関連産業をはじめとする沖縄県経済への波及効果について記入してください。
2 沖縄県内情報通信関連産業の高度化への貢献について記入してください。

4. 3年間の事業スケジュール

項目	年				年				年			
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
新法人設立登記												
資金調達												
施設使用許可申請												
施設内装工事												
機械設備等設置												
従業員の雇用												
操業開始												
〇〇事業開始												
〇〇事業拡大												
従業員の増員												

(注)1 項目は例示です。貴社の事業計画に合わせて、修正・追加し、四半期ごとのスケジュールを記入して下さい。

【事業計画書】

雇用計画及び人材育成計画

1. 雇用計画(従業員数)

(単位:人)

項目		期別	申込時点	年度	年度	年度	年度	年度
沖縄 IT 津梁 パーク 内	従業員数							
	(うち新規雇用者数)							

	臨時雇用者数							
	(うち新規雇用者数)							
	合計							
	(うち新規雇用者数)							
全 社	従業員数							

	臨時雇用者数							
	合計							

(注)1 年度は貴社の会計年度に合わせて下さい。

2. IT人材育成計画

(注)1 IT人材育成の計画、内容を記載して下さい。

【事業計画書】

資金計画

1. 投資計画

項目	金額(千円)	比率(%)	備考
施設内装工事			
機械装置等			
その他			
総 額		100%	

2. 資金調達計画

項目	金額(千円)	比率(%)	備考
自 己 資 金			
資本金(増資)			
剰余金			
減価償却費			
その他			
借 入 金			
沖縄振興開発金融公庫			
()銀行			
()銀行			
その他			
その他の調達			
総 額		100%	
(うち設備資金)			
(うち運転資金)			

- (注) 1 運転資金を含めた資金調達計画を記入して下さい。
 2 比率は、「総額」に占める各項目の割合を記入して下さい。
 3 設備資金については、「1. 投資計画」と整合性を取って下さい。

【事業計画書】

利益計画

1. 予想損益計算書

(単位:千円)

項目	直近決算年度	年度	年度	年度	年度	年度
売上高						
経常損益	売上(製造)原価					
	販売費及び一般管理費					
	営業外損益					
経常利益						
特別損益						
税引前当期純利益						
税引後当期純利益						
前期繰越利益						
当期未処分利益						

(注)1 実績として直近決算と、計画として5年分を記入して下さい。

2 別途、予想損益計算書を作成している場合は代用可能です。

第2号様式（第6条関係）

沖縄IT津梁パーク情報通信機器検証拠点施設入居内定通知書

年 月 日

殿

沖 縄 県 知 事

次のとおり入居許可について内定します。

1 入居企業

商号及び名称	
代表者名	

2 入居目的

3 入居場所

4 入居人数

5 入居期間

6 内定の条件

沖縄IT津梁パーク情報通信機器検証拠点施設入居募集要綱の遵守を入居条件とし、別途必要な事項については、沖縄IT津梁パーク情報通信機器検証拠点施設使用許可書において定める。使用許可申請は、内定通知を受けた日から 日以内に行うこととする。

第3号様式（第8条関係）

沖縄IT津梁パーク情報通信機器検証拠点施設入居内定取消通知書

年 月 日

殿

沖 縄 県 知 事

次のとおり入居内定を取り消します。

1 入居内定者

商号及び名称	
代表者名	
内定通知日	

2 入居内定取消理由